

宍粟市教育大綱

～宍粟市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～



平成27年7月策定
平成30年7月改訂
令和4年7月改訂

宍 粟 市
宍粟市教育委員会

目 次

1 総論

- (1) 教育大綱策定の背景と趣旨 1
- (2) 位置づけ及び性格 1
- (3) 計画期間 1
- (4) 総合教育会議と教育大綱 2
- (5) 教育大綱の位置づけ 2

2 大綱

- (1) まちの将来像 3
- (2) 教育大綱の基本理念及び基本目標・基本施策
 - 就学前教育・保育 3
 - 子ども・子育て支援 4
 - 学校教育 4
 - 社会教育 6

1 総 論

(1) 教育大綱策定の背景と趣旨

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この中で、地方公共団体の長（首長）と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されました。この会議において、首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を構築するため、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められています。

宍粟市では、平成 27 年度からまちづくりと人づくりを一体的に推進することで地域の活力をより一層高めることを目的に、生涯学習活動やスポーツなどの市民の多様な活動の支援などを教育委員会部局と市長部局が連携を図って行っています。制度改正に基づき設置した『宍粟市総合教育会議』は、市長と教育委員会との連携をさらに深めるとともに、教育行政に関する諸課題の協議・調整の場と位置づけ、会議で議論を重ね、宍粟市の教育及び文化等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本的な方針を定めた『宍粟市教育大綱』を策定しました。

(2) 位置づけ及び性格

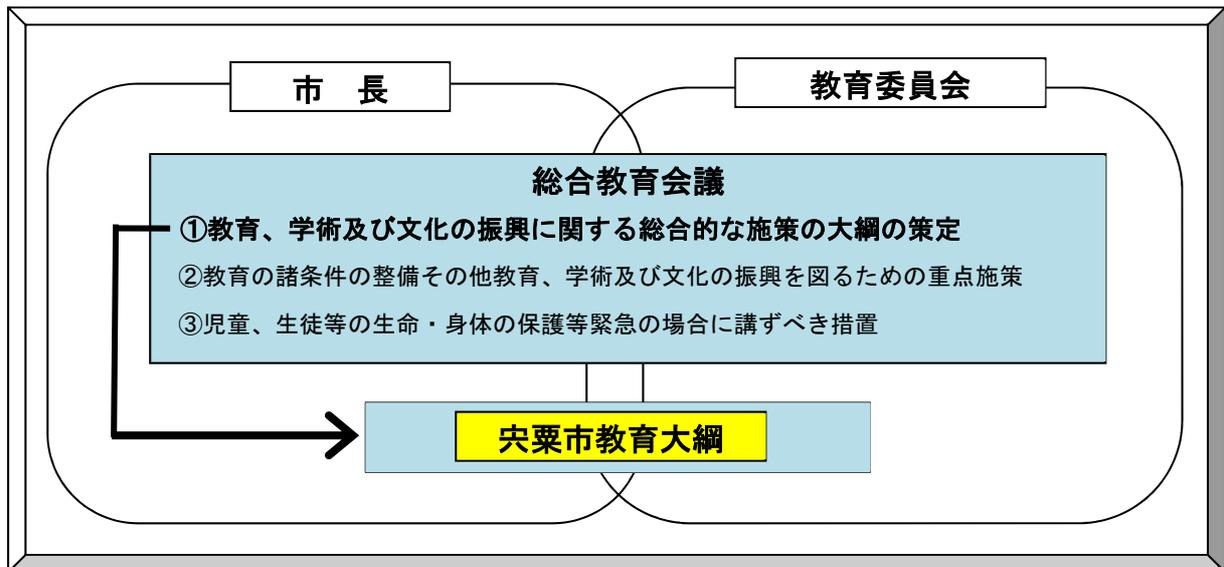
「宍粟市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく大綱です。宍粟市のまちづくりの指針である「宍粟市総合計画」に即し、宍粟市の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本と方針を定めたものです。

この大綱および市長・教育委員会において所管する教育・文化・子育て分野に係る個別計画により、“宍粟市に住み続けたい、住んでみたい”“宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたい”と思われるまちづくりを進めるとともに、子育て支援サービスの充実や幼保一元化の推進など就学前における保育・教育環境の充実、地域社会全体で子育てを支援する環境の充実、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が相互に連携協力し、地域に根ざした子どもの育成、さらに地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、地域の皆さんの協力及び積極的な参加を求め、地域総がかりの教育を進めます。

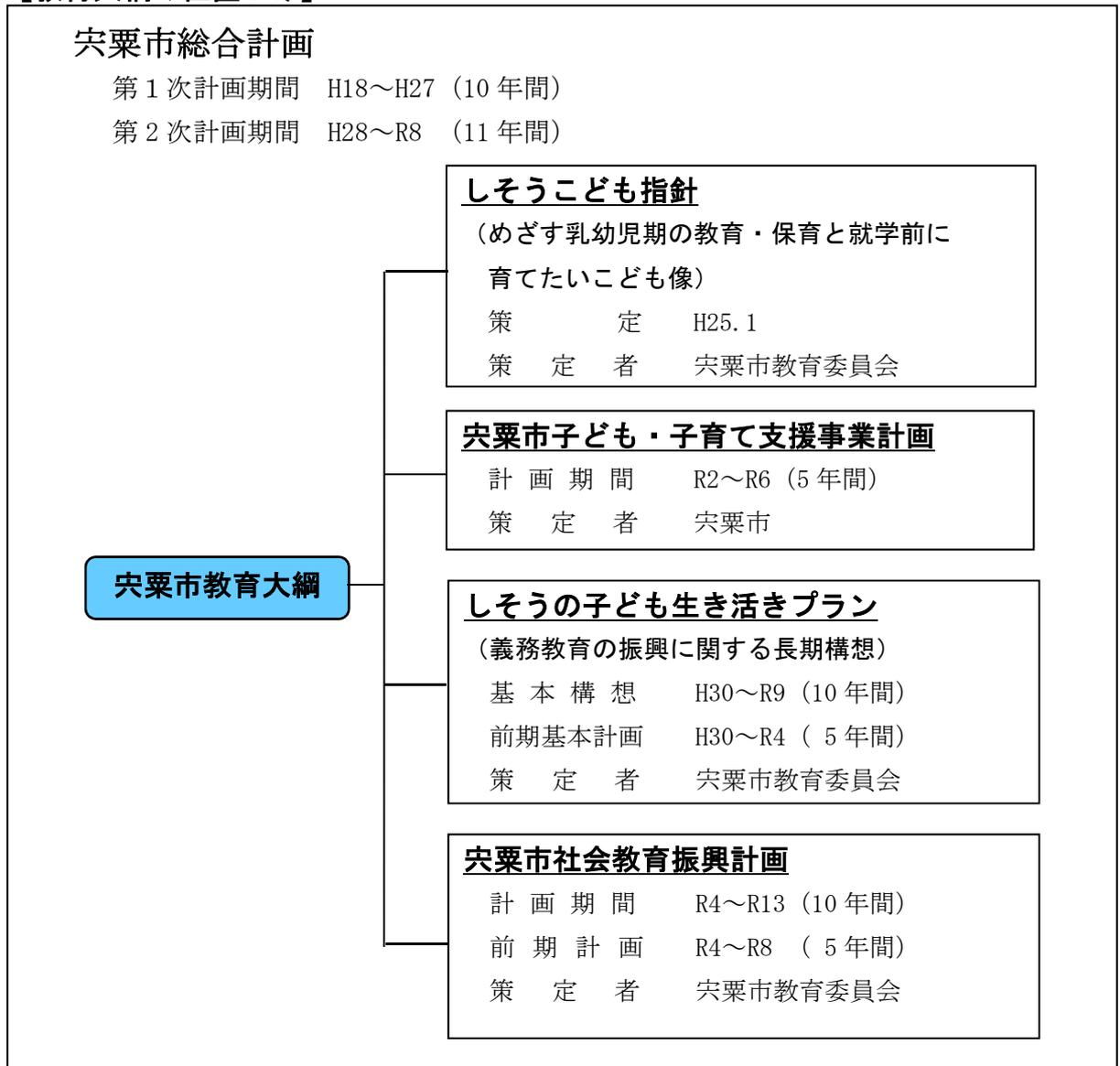
(3) 計画期間

「宍粟市教育大綱」、中長期的な教育・文化分野の施策方針を明らかにする性格を有することから、平成 28 年度から 10 年間の市のまちづくりの方向性を示す第 2 次宍粟市総合計画の策定内容や、今後の社会の変化を見極めながら、必要に応じて宍粟市総合教育会議で協議・調整を行い、見直しの検討を行うこととします。

【総合教育会議と教育大綱】



【教育大綱の位置づけ】



2 大 綱

まちの将来像

人と自然が輝き みんなで創^{つく}る 夢のまち

●「人と自然が輝き」

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域とのつながりを大切にすることを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、実栗市の魅力を高めていきます。

●「みんなで創る」

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくりを進めていきます。

●「夢のまち」

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世代へつないでいきます。

教育大綱の基本理念及び基本目標・基本施策

《就学前教育・保育》 しそうこども指針

夢と希望を育^{はぐく}み 豊かな人間性の基礎づくり

●すべての子どもに対する教育・保育を充実させ、安心して楽しく子育てができ、健やかに子どもが育つ環境づくりを進めます。

基本目標・基本施策

(1) 0歳から就学前まで、すべてのこどもの教育・保育の充実

- ①発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実
- ②自立と協同の態度の育成と人権教育の推進
- ③保育者の専門性と資質の向上

(2) 安心して楽しい子育てと健やかにこどもが育つ環境づくり

- ①発達及び生活の連続性に配慮した保育の充実
- ②保育所・幼稚園・こども園が身近に感じられる子育て支援の充実

(3) みんなが子育てに関心を持ち、見守り・支援する地域社会の構築

- ①社会全体で育てる環境づくり

《子ども・子育て支援》 宍粟市子ども・子育て支援事業計画

つながり はぐくみ 子どもが輝くまち

●宍粟市の自然、文化等あらゆる環境や地域のつながりの中で、「子どもの最善の利益」が実現され、子どもの育ちとともに親の育ちを一体的に支え、一人ひとりの子どもが健やかに、幸せに成長することができるよう、子ども・子育て支援を推進します。

基本目標・基本施策

(1) 子どもの成長を支える基盤づくり

- ①就学前教育・保育の充実
- ②多様な保育サービスの充実
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2) 安心して子どもを産み育てる環境づくり

- ①子ども、保護者、関係機関の連携の支援
- ②赤ちゃんの健やかな成長と、安心な妊娠・出産の支援

(3) 子育て環境をみんなで支える体制づくり

- ①社会的支援が必要な子ども・家庭への支援
- ②地域での子育て支援

(4) 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

- ①就学前教育・保育の環境整備
- ②新・放課後子ども総合プランの推進
- ③特別な配慮が必要な子どもへの支援

《学校教育》 しそうの子ども生き生きプラン

夢と自信をもち 魅力あふれる宍粟の明日を担う人づくり

●子どもは大切な宝であり、学校・家庭・地域が三位一体となって、子どもを健全かつ志をもった人に育てることが重要であるため、宍粟の明日を担う人づくりに向けて、学校・家庭・地域が力を合わせて取組を進めます。

基本目標・基本施策

(1) 夢と自信をもち、可能性に挑戦する力を育てる

- ①急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力の育成

- ②「生きる力」の育成～確かな学力・豊かな心・健やかな体～
- ③学ぼうとする意欲を支える体制づくり
- ④宍粟の未来につながる地域と連携したキャリア教育の推進
- ⑤さまざまな支援を必要としている子どもへの対応
- ⑥多様な人材と協働する力の育成

（２）地域総がかりで「新しい学校」を創造する

- ①少子化による学校小規模化への対応と幼保一元化の推進
- ②地域との協働による学校づくり
- ③「宍粟を愛し 宍粟を活かす」教育課程の創造

（３）宍粟の未来を育てる多様な力を育てる

- ①多様な個性や能力の伸長
- ②グローバル人材の育成
- ③時代を牽引する個性豊かな人材の育成
- ④生きる力の基礎を培う就学前教育の充実
- ⑤幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の連携・協働

（４）生涯学び続け、活躍できる力を育てる

- ①学び続けようとする子どもの育成
- ②社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進
- ③豊かな暮らしを支える人権教育の推進

（５）充実した学びを支えるセーフティネットを創りあげる

- ①基礎的な知識・技能の習得を支援する教育環境の整備
- ②豊かで実り多い学校生活の基盤をつくる生徒指導の推進
- ③地域と連携した防災教育・安全教育の推進
- ④関係機関・地域と連携した子育て支援の充実

（６）新しい時代の教育に対応するための基盤を整備する

- ①ICT 機器を活用した教育環境の整備
- ②時代のニーズに対応した教職員研修の実施

＜社会教育＞ 宍粟市社会教育振興計画

「人をつなぐ 地域をつなぐ 未来へつなぐ」誰もが輝き活躍する宍粟の生涯学習

- 「人づくり つながりづくり 地域づくり」が「学びと活動の好循環」を生み、人生 100 年時代に誰もが生涯活躍できることをめざし、市民一人ひとりが多様な学びをとおして、自己実現を図

ることができ、充実感、幸福感を感じ、元気で活力のある心豊かな地域社会を創り出すことができるよう社会教育の充実に取り組みます。

基本目標・基本施策

(1) 生きがいをもって誰もが学べる学習環境づくり

- ①人生 100 年を通じた誰もが参加できる生涯学習の推進
- ②誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備・充実

(2) 共に学び支え合う連携・協働の推進

- ①学びによる人と人とのネットワークの推進
- ②地域を担う人材育成
- ③学びを通じた市民参画による地域づくりの推進

(3) 安心して子育てができる地域づくり

- ①家庭・地域・学校園所がつながる子どもたちの学びの場の創造
- ②子どもたちの体験活動の充実

(4) 人権を文化として高める取組の推進

- ①地域・学校園所・関係機関と連携した人権教育の推進
- ②人権を尊重した地域づくりや交流活動の支援
- ③人権教育の推進と啓発活動の充実

(5) 地域の歴史や伝統文化の継承・芸術文化の振興

- ①地域の歴史の文化に関する学習や展示・講座の充実
- ②歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成
- ③文化財の公開・活用
- ④芸術・文化活動の振興

(6) 本に親しみ知りたい情報を得られる環境の整備

- ①計画的な蔵書管理と図書館職員の人材育成
- ②多様な利用者に応じた図書館サービスの提供
- ③図書館施設や機能の充実

(7) 「元気な宍粟」の実現をめざした生涯スポーツの推進

- ①生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援
- ②競技スポーツの強化と振興
- ③地域資源を生かしたスポーツ環境の充実
- ④安全に活動できるスポーツ施設の整備

平成27年7月策定
平成30年7月改訂
令和4年7月改訂

宍 粟 市

宍粟市教育委員会